

平成23年度事業計画

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1. 基本方針

我が国の畜産をめぐる情勢は、国際競争を強いられるなか、長引く経済不況にあつて畜産物の消費低迷など、これまでにない厳しい状況が続いている。また、経済のグローバル化に伴い F T A や E P A の締結国が拡大する中、農業・畜産における関心事は、T P P への対応である。T P P 締結を想定した農水省の試算によれば、米を筆頭とする豚肉・牛乳乳製品・牛肉・鶏肉・鶏卵等の国内農畜産物の生産減少額は、年間四兆一千億円と試算している。食料自給率も落ち込み、農業分野だけでなく地域経済にも極めて大きな影響を与えるとされる。

一方、国内の畜産情勢は飼料価格の高止まりと、畜産物価格の低迷が続き、本県における畜産の農業産出額は八百六十七億円(H21)で、対前年比92.8%まで減少している。

本県の畜産は、これまで恵まれた生産条件と需要に支えられて、農業の基幹的作目として発展してきた。しかし、平成18年度以降は飼料価格高騰後の高止まり状態にあり、生産コストは上昇している。更に国内経済はデフレ状態にあり、畜産物価格へのコスト上昇分転嫁は難しく、生産者は一層厳しい状況にある。

また、近年は常に海外からの悪性伝染病侵入の脅威にさらされており、家畜伝染病防疫対策が益々重要となっている。

このような状況のもと、生産基盤の維持・拡充及び生産性の向上、畜産経営の体質強化など当協会の行う総合的な指導事業の重要性は高まっている。このため、平成23年度においても、関係機関・団体と緊密に連携を図りながら、畜産経営の支援をはじめとして、家畜衛生対策、ヘルパー事業、畜産物価格安定対策、家畜改良、畜産物の消費拡大対策など畜産経営の基盤強化に貢献する活動を実施し、生産の安定向上に貢献すると共に、生産・流通・消費に至る各種の調査や分析をおこない、当協会が県内の中核的な畜産団体として、行政の補完的業務を積極的に推進していく。

2. 事業の実施

(1) 一般会計事業

1) 補助事業(23事業)

ア. 地域畜産支援指導等体制強化事業(地方競馬全国協会)

畜産経営への支援指導方針のもとに、畜産経営への広範な支援活動、消費者等への理解増進活動、食育への参画等の事業を実施するとともに、会員、畜産関係団体等と連携を図りながら、畜産農家の経営及び技術の知識向上を図る。

イ. 家畜衛生対策事業(オーエスキー病清浄化推進)(群馬県)

豚オーエスキー病ワクチンの全頭接種に必要な費用の一部を補助する。

ウ. 家畜生産農場清浄化支援対策事業（農畜産業振興機構）

豚オーエスキー病の撲滅、牛の吸血昆虫媒介疾病等の発生・流行防止を推進するため、ワクチン接種に必要な費用の一部を補助する。

エ. 家畜防疫互助基金造成等支援事業（農畜産業振興機構）

豚コレラ、海外悪性伝染病が発生した場合に、飼養する牛、豚の淘汰に伴う損失を生産者等が互助補償する全国的な仕組みについて、生産者等に対する普及啓発、参加手続き事務等を実施する。

オ. 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業（農畜産業振興機構）

24ヶ月令以上の死亡牛に対するBSE検査の円滑な実施を推進するため、死亡牛の収集、輸送及び処理に必要な費用の一部を補助する。

カ. 酪農牧野振興対策事業（公共牧場利用促進）（群馬県）

家畜育成牧場の機能強化、利用率向上を推進することにより、粗飼料自給率の向上、後継牛の確保及び労働の外部化を促進するために、飼料基盤整備費、ワクチン代等の費用の一部を補助する。

キ. 生産振興対策事業（乳牛等改良促進）（群馬県）

県域家畜共進会の開催及び広域共進会の出品対策を実施するとともに、家畜の改良体制の整備と飼養農家の改良意識の向上を図る。

ク. 生産振興対策事業（肉用牛繁殖基盤強化）（群馬県）

肉用牛生産者集団が行う優良繁殖牛の導入に必要な費用の一部を補助するとともに、繁殖牛の育種価の評価・解析を行い、解析結果を活用した育種価の普及促進のための研修会を開催する。さらに、高い産肉能力を持つ繁殖雌牛からの受精卵を用いて、繁殖雌牛の資質向上を図るための取り組みに補助する。

ケ. 生産振興対策事業（養豚生産基盤強化）（群馬県）

優良種豚を国内から導入し、種豚生産者への一定期間の貸し付け等により優良遺伝子の定着・活用を促進するとともに、種豚生産農場の衛生管理技術向上のための調査・指導を行う。

コ. 生産振興対策事業（養鶏振興推進対策）（群馬県）

鶏卵の栄養知識に関する啓発資料を作成し、栄養に関連した指導者等の協力を得て、消費者

に普及するための活動を行う。

サ. 生産振興対策事業（はちみつ品質向上）（群馬県）

みつ源の安定的な確保と優良なはちみつ等の生産を促進するために、みつ源用種子等の購入及びはちみつの薬剤残留検査に必要な費用の一部を補助する。

シ. 生産振興対策事業（家畜登録促進）（群馬県）

家畜の能力改良を促進するため、家畜の血統整理や登録・登記を推進する。

ス. 酪農経営安定化支援ヘルパー事業（農畜産業振興機構）

酪農ヘルパー利用者が病気、けが等により就業不能となってヘルパー利用が増加した場合に、ヘルパー料金の一部を補助する。さらに、ヘルパー要員の活動によって発生した財物の破損等を賠償する保険への利用組合の加入を促進するため、保険料の一部を補助する。

セ. 多様な酪農経営実現支援事業（多様な改良基礎情報の取得対策）（農畜産業振興機構）

牛群の遺伝的評価の精度を高めるために、体型調査等の遺伝的基礎情報及び飼料給与、繁殖等の飼養管理情報の収集を行う。

ソ. 多様な肉用牛経営実現支援事業（中核担い手育成増頭推進）（農畜産業振興機構）

地域の中核的担い手として計画的に繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じて導入費用の一部を補助する

タ. 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業（農畜産業振興機構）

肉用子牛生産者補給金制度による生産者補給金の交付事務、適正な制度実施のための調査指導、肉用子牛の取引情報および関連情報の収集をおこなう。

チ. 肉用牛繁殖経営支援事業（農畜産業振興機構）

肉用牛繁殖経営の所得を確保し、経営基盤の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度を補完して、子牛価格が発動基準を下回った場合にその差額の一部を肉用牛繁殖経営支援交付金として肉用牛繁殖経営に補助する。

ツ. 肉用牛繁殖経営支援事業事務（農畜産業振興機構）

肉用牛繁殖経営支援事業の円滑な推進を図るため、適正で効率的な事務をおこなうとともに、推進会議、助言指導等をおこなう。

テ. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（農畜産業振興機構）

契約生産者からの積立金、県及び農畜産業振興機構からの補助金により肉用牛肥育経営安定特別基金を造成し、肥育牛補てん金交付契約を締結して生産者積立金を納付した契約生産者に対し、販売肥育牛1頭当たりの四半期平均粗収益が四半期平均生産費を下回った場合に、補てん金を交付する。

ト. 養豚経営安定対策事業（農畜産業振興機構）

豚枝肉価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、本会と契約を締結した肉豚生産者に対して、その差額の8割を補てんする。

ナ. 畜産経営流通対策事業（畜産振興推進）（群馬県）

畜産経営の高度化に必要な情報の提供や支援、個人・法人・県域を越えた企業的経営等の多様なニーズに対応した経営支援等を実施する。

ニ. 新規参入円滑化推進事業（農畜産業振興機構）

農協等が補助を受けて整備した飼養管理施設等（畜舎、堆肥舎の整備及び肉専用種繁殖雌牛の導入）を借り受けて繁殖経営を行う新規参入者の経営の改善・向上のため、経営調査の実施、支援協議会による支援等を行う。

ヌ. 畜産特別資金推進指導事業（中央畜産会）

畜産特別資金借受者の経営の改善及び安定を図るため、指導推進協議会の設置、経営計画の達成指導、経営分析による個別指導等を実施する。

2) 助成事業（1事業）

ア. 予防注射推進強化対策事業（中央畜産会）

自衛防疫事業の効率的な推進と、予防注射接種率の向上を図るための指導事業、普及啓発事業を実施する。

3) 特別事業（3事業）

ア. 酪農ヘルパー事業円滑化対策事業（酪農ヘルパー円滑化対策事業基金からの繰入）

利用組合が行うヘルパー事業の安定的な実施を目的として、ヘルパー要員の出役活動及びヘルパー要員の確保・育成等に必要な費用の一部を補助する。

イ. 和牛全共出品対策事業（家畜改良積立金会計からの繰入）

第10回全国和牛能力共進会の出品対策として、繁殖和牛の能力調査を実施するために必要な肥育牛の導入費用の一部を助成する。

ウ. 優良繁殖雌牛普及促進事業（家畜改良積立金会計からの繰入）

高い能力を持った繁殖雌牛を広く普及させ、県内飼養牛の能力向上を図るため、高能力精液、高能力受精卵の購入費用の一部を助成する。

4）受託事業（14事業）

ア. 豚オーエスキー病清浄化推進事業（群馬県）

豚オーエスキー病の清浄化を推進するため、オーエスキー病対策協議会の開催、清浄化推進データの蓄積及び広報等を行う。

イ. 鶏卵需給調整事業（群馬県）

成鶏羽数1万羽以上の鶏卵販売者を対象に、成鶏飼養状況、鶏卵生産状況等について調査する。

ウ. 養蜂流通等実態調査（群馬県）

群馬県養蜂協会会員を対象に、はちみつの生産状況、県外転飼状況、安全性確保の状況等について、調査を実施する。

エ. 公庫資金活用推進支援事業（日本政策金融公庫）

公庫資金に対する理解、活用を促進するための取り組みや、公庫資金借入を希望する個々の担い手の経営ビジョンや経営計画等の調査、その文書化の支援などを実施して、資金活用を支援する。

オ. 畜産経営の実態把握業務（中央畜産会）

中央畜産会のおこなう畜産経営の年間経営実績収集、経営指導活動の成果把握のため、群馬県において経営指導活動の対象となった畜産経営のデータ整理と情報提供をおこなう。

カ. 畜産経営改善のための支援・表彰事業（中央畜産会）

優れた畜産経営や地域の畜産振興に貢献している団体等の地域情報を調査し、その事例を広く紹介して、畜産経営体に対する普及啓発を図る。

キ. 改良増殖技術実態調査事業（中央畜産会）

県内の家畜飼養の特徴、家畜改良進度及び飼養頭羽数等の実態調査を行い、報告書を作成する。

ク. 馬飼養衛生管理特別対策事業（中央畜産会）

馬飼養者等への実態調査を実施し、馬飼養衛生管理技術の向上を図る。

ケ. 放牧畜産展示・研修牧場調査事業（日本草地畜産種子協会）

「放牧畜産実践展示・研修牧場」の指定を受けている県内家畜育成牧場等に対する現地確認、認証基準項目に関する調査指導等を行う。

コ. 酪農経営安定化支援ヘルパー事業業務受託事業（酪農ヘルパー全国協会）

酪農ヘルパー利用組合の組織運営体制の調査、利用実績管理システムのサポート及び利用実態等の調査を実施する。

サ. 貸付事業指導等事業（畜産近代化リース協会）

畜産近代化リース協会が貸付けた機械施設の確認と管理状況についての調査、貸付けた機械施設の適正な利用についての技術指導等を行う。

シ. 牛せき柱適正管理推進事業促進費交付業務（日本畜産副産物協会）

牛せき柱を含まない残渣の供給、処理及び適正な管理のための研修等を実施した食肉事業者に対し、適正な処理頭数に応じて促進費を交付するための確認作業および実績とりまとめを行う。

ス. 和牛改良組合活性化事業（群馬県和牛改良組合連絡協議会）

和牛改良組合内の繁殖雌牛飼養実態を調査する。

セ. 肉用牛生産能力平準化促進事業（家畜改良事業団）

肉用牛の産肉能力を評価するために調整交配を実施し、その結果について調査しとりまとめる。

5) 自主事業（13事業）

ア. 家畜衛生対策運営基盤強化事業

家畜衛生関係事業の円滑な実施のために必要な体制の整備、ソフトウェアの開発等を、特別会計の基金の果実を用いて推進する。

イ. 家畜衛生推進事業

家畜自衛防疫団体の関与のもとで補助事業として実施される牛、豚の予防接種を推進する。

ウ. オーエスキー病抗体検査促進事業

豚オーエスキー病の清浄化を図るため、生産農場におけるウイルス抗体保有状況の調査に必要な費用を助成する。

エ. 公共牧場予防接種円滑化対策事業

公共牧場の預託牛が、家畜生産農場清浄化支援対策事業により予防接種を行う場合の手続き等について定めるとともに、接種費用の自衛防疫協議会間の格差を是正するために必要な費用の一部を助成する。

オ. 酪農ヘルパー傷病時等利用互助事業事務

酪農ヘルパー傷病時等利用互助事業を円滑に推進するための活動を行う。

カ. 豚枝肉格付分析情報提供事業

豚枝肉の品質向上を図ろうとする生産者を広く募り、生産者ごとに豚枝肉格付明細書のデータを分析した結果を送付することによって、経営改善情報の提供を行う。

キ. ぐんまの堆肥普及事業

畜産堆肥の利活用推進と畜産への理解増進のため、県内で実施される消費者イベントにおいて堆肥を配布する。

ク. 畜産経営情報公開支援事業

畜産経営体の情報公開を支援するため、県内生産者を対象にしたホームページの作成およびそれを掲載するための場所を提供する。

ケ. 畜産生産技術改善等経営管理支援事業

肥育牛の生産情報を管理・分析するシステムを作成し、経営改善情報として提供する。

コ. 家畜登録円滑化事業

家畜登録事業を円滑に進めるための活動を行う。

サ. 家畜共進会運営強化推進事業

県内で実施される家畜共進会の運営に必要な費用の一部を助成する。

シ. 第18回群馬県肉豚共進会事業

群馬県肉豚共進会の円滑な実施に必要な活動を行う。

ス. 全和ブロック会議等支援事業

全国和牛登録協会が実施する東日本ブロック会議への支援を行う。

6) 家畜登録事業

乳牛（ホルスタイン種、ジャージー種）、和牛、豚、山羊の血統登録、血統登記のための審査及びそれらに関連する各種検査等について、それぞれの家畜登録団体の委嘱により実施する。

7) 団体事務受託

県内の畜産生産者等が組織する下記の畜産団体 10 団体の事務局として、必要な業務を行う。

群馬県乳牛改良協会、群馬県和牛改良組合連絡協議会、群馬県養豚協会、
群馬県山羊めん羊振興会、群馬県家畜人工授精師協会、群馬県養鶏協会、
群馬県種鶏ふ卵協会、群馬県養蜂協会、群馬県家畜育成牧場連絡協議会、
群馬県畜産技術連盟

(2) 特別会計 (9 会計)

ア. 家畜衛生事業運営基盤強化基金

家畜衛生事業の円滑な運営に必要な費用の一部に充てるために造成された基金の管理を行う。

イ. 家畜防疫互助基金補助事業

豚コレラ、海外悪性伝染病が発生した場合に、飼養する牛、豚の淘汰に伴う損失を生産者等が互助補償する全国的な仕組みに対して設けた県段階の基金の管理を行う事業。

ウ. 死亡牛緊急処理円滑化推進事業

死亡牛に対する B S E 検査の円滑な実施を推進するため、死亡牛輸送費の農家負担分を預かり、一括して輸送事業者へ支払う事業。

エ. 酪農ヘルパー事業円滑化対策基金

酪農ヘルパー事業の安定的で円滑な推進を図るために造成された基金の管理を行う。

オ. 酪農ヘルパー傷病時等利用互助事業

傷病時のヘルパー利用に対して、加入者からの積立金の取り崩しと酪農ヘルパー全国協会からの補助金を併せて交付し、経済的負担の軽減を図る事業。

カ. 肉用子牛生産者補給金制度事業

契約生産者の積立金及び群馬県、農畜産業振興機構による積立金管理と補給金の交付を行う事業。

キ. 肉用牛肥育経営安定対策事業

契約生産者の積立金及び群馬県、農畜産業振興機構の助成により造成された地域基金の管理を行う事業。

ク. 群馬県畜産物価格安定推進事業

豚枝肉価格の変動による経営への悪影響を緩和するために造成された基金の管理を行う事業。

ケ. 家畜改良積立金会計

家畜の改良を推進する事業に必要な費用の一部に充てるため、生産者より拠出された資金を積み立てた会計の管理を行う。